

東大和市情報公開条例の一部を改正する条例

東大和市情報公開条例（平成15年条例第22号）の一部を次のように改正する。
第7条第2号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」
を「行政執行法人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。